

経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

平成 27 年 2 月 24 日
閣 議 決 定

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア EPA」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン EPA」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成 23 年 3 月 11 日の閣議決定において、平成 20 年度又は平成 21 年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第 1 陣」という。）については、国家資格取得者の数が非常に限られていることに鑑み、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援が本格的に開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

また、政府は、平成 25 年 2 月 26 日の閣議決定において、平成 22 年度又は平成 23 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 3 陣及び第 4 陣並びに平成 22 年度、平成 23 年度又は平成 24 年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 2 陣、第 3 陣及び第 4 陣については、6 か月間の訪日前日本語研修が開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

平成 24 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者及び平成 25 年度以降に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者は、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援及び 6 か月間の訪日前日本語研修を受講している。しかしながら、外国人看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格率は依然として低い水準に留まる一方で、滞在期間延長を含む各種取組により、これまでの累積合格率（外国人看護師・介護福祉士候補者が我が国での滞在を終えるまでに看護師又は介護福祉士国家試験に合格した割合）が上昇傾向にあること、インドネシア政府及びフィリピン政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、これまで

の学習支援及び訪日前日本語研修の拡充の効果を見定めつつ、平成 26 年 6 月 24 日の閣議決定「日本再興戦略」改訂 2014 -未来への挑戦-」をも踏まえ、引き続き、一定の外国人看護師・介護福祉士候補者に対し、1 年間の追加的な滞在期間の延長を認めることが適当である。

このため、平成 24 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣並びに平成 25 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 6 陣及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣についても、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されとの考えの下、日インドネシア E P A 及び日フィリピン E P A による受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、下記 3. に掲げる一定の条件に該当した場合に、協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を就労・研修しながら目指すことを可能とするため、協定に基づく滞在期間を超えて追加的に 1 年間滞在期間を延長し、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象者

特例的な滞在期間延長の対象者は、平成 24 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者及び平成 25 年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわち、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣及び第 6 陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人看護師候補者第 5 陣

インドネシア人看護師候補者第 5 陣のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所要の手続及び審査を経て、上記 2. のとおり 1 年間の追加的な滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成 27 年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成 27 年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成 27 年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成 26 年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間延長の対象者

上記2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、上記3. (1) 以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）については、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、上記3. (1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記3. (1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。

(了)

1917-1918. The first year of the war was a year of
great change for the world. The war had begun in
1914, and by 1917 it had become a world war.
The United States had entered the war in 1917, and
the war had become a war of attrition. The war
had become a war of attrition, and the United States
had entered the war in 1917. The war had become
a war of attrition, and the United States had entered
the war in 1917. The war had become a war of
attrition, and the United States had entered the war
in 1917. The war had become a war of attrition,
and the United States had entered the war in 1917.